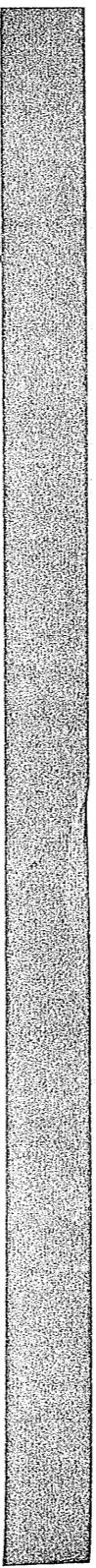


琉球大学学術リポジトリ

沖縄復帰一般/資料

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43689



裁
無期限

沖縄の施政権返還に際しての琉球政府の財産及び権利義務
關係の処理について（案）

昭四六、五、一
条 約 局

一 琉球政府の法的地位

沖縄の施政権がわが國に返還されるに伴い、米民政府布告第十三号に基づき設立されている琉球政府は当然に消滅することとなるところ、その場合に、同政府の財産及び権利義務關係がいかに処理されるべきかについて判断の基準となる琉球政府の法的地位は決して一元的なものではなく、左の三つの側面を有すると考えられる。

(1) 地方的共同体 (*local commune*)

琉球政府は、高等弁務官の立法・予算の拒否権、公務員の罷免権、裁判の移送命令権等によりその権能に對して種々の基本的制約が課されてはいるものの、その範囲内では、立法・

行政、司法の各分野において相当広汎な自治の権利を付与されており、かかる側面に關しては、米民政府（その出先機関たる民政府）からは独立した地方的共同体の政府としての法的地位を有すると觀念される。もつとも、かかる法的地位に基づき琉球政府が行なつてはいる事務のうちには、純然たる地方的事務（たとえば、わが國における地方自治体の事務）のほか、施政権者たる米國の領土の一部ではないという沖縄の特殊な地位に起因して、通常であれば國が行なう事務も含まれており、換言すれば、琉球政府は、本土における國・県事務の双方にまたがつて自治の権利を認められている点に留意する必要がある。

(2) 施政権の受任者

前記(1)の一般的な自治権とは別個に、平和條約第三条に基づく施政権者としての米民政府の権限の一部が、特定の布令

等に基づき琉球政府に移譲されており、かかる施政権の受任者としての琉球政府の地位は、施政権返還後は存続しないと
いう意味において前記(1)と性格を異にする。

(4) 施政権者の代理人 (proba)

施政権者としての権限は米国政府が有するが、その権限の行使にあたり、事務処理の一部を琉球政府に委託している場合であり、琉球政府の行為の法的効果が米国政府に帰属する点が、前記(1)及び(2)と本質的に異なる。

琉球政府の財産及び権利義務関係が同政府の消滅時にいかに処理されるべきかは、当該財産及び権利義務関係が前記(1)、(2)及び(3)に挙げた同政府の法的地位の三つの側面のいずれに基づくものかに着目して判断されることとなる。

二 琉球政府の財産

琉球政府は、一九五四年の民立法たる政府有財産法に基づき、固有の財産の所有・管理及び処分の権利を認められている。かかる琉球政府の財産は、施政権返還に伴い同政府が消滅しても、同政府がその利益を代表していた沖縄という共同体の財産として当然に存続すべきものであり、この点についての日米間の合意はなんら必要としない。(一)の領土の一部が他国に割譲される場合、当該領土内に存在する地方的財産は割譲によりなんらの影響を受けないことは、領土の移転の効果として国際法の有力な学説が指摘するところであり、國際先例もかかる学説を採用している。このような理論の根柢となつてゐる地方的共同体の正当な権利及び利益は、私人のそれに準じて保護されるべきであるとの原則は、沖縄のごとく、本来米国の領土ではない地域の施政権の返還の場合には、一層妥当すべきである。なお、

個々の財産を沖縄県に帰属せしめるか國に帰属せしめるかは、施政権返還後わが國が國內法に基づき決定しうる問題である。もつとも、前記一の(4)、同及び(4)に述べた琉球政府の法的地位の異なる側面に着目すれば、同政府の財産のうちには、必ずしも共同体固有の財産あるいは地方的財産とは観念しえないものもある。(アメリカ合衆国使用土地の借賃等に関する特別会計のこととは、かかる例に該当しよう。)しかしながら、この種の財産であつても、これが前記政府有財産法に基づく琉球政府の財産である限り、本来の地方的財産と区別されることなく扱われるべきである(注)。

(注) 仮に、施政権終了時には米国政府に帰属するといつた信託財産的な特殊な財産があれば、かかる財産は別途に処理されなくてはならないであろうが、このようなもののは存在しないと思われる。

三 琉球政府の権利義務關係

- (1) 地方的共同体としての琉球政府の債権・債務その他一般の権利義務關係は、前記二の琉球政府の財産と同様に、施政権の返還後も当然に存続する(権利義務の具体的主体は、日本國か沖縄県のいずれかとなる。)こととなり、そのための日本國との合意を必要としない。個々の権利義務の主体を國とすべきか沖縄県とすべきか、また、権利義務の内容が修正されるべきか否かはわが國の國內法いかんに従る。(したがつて、たとえば、琉球政府の赤字借入れのために生じた債務は、日本政府又は沖縄県によつて承認されることとなる。)
- (2) 平和条約に基づく米国政府の施政権の受任者としての琉球政府の地位から生じた権利義務關係は、前記(1)の場合と異なり、米国の施政権終了後は当然に消滅する^{(3)と解す}べきであり、この点についても日米間の合意は必要としない。(したがつて、たと

とえは、布令第三十四号に基づく千沙の管理権、一九六二年の指令第二号に基づく国営有森林地の管理権等の琉球政府の権利は、施政権返還時に同政府の消滅とともに消滅することとなる。)

もつとも、右は、米國の施政下において有効に存在していた施政権の受任者としての権利義務關係をもそ及して否認するものではないから、かかる権利義務關係から生じた琉球政府の既存の債權・債務その他の請求権へ琉球政府に対するもの(を含む。)は、一旦それが琉球政府に帰属したものである以上、前記④の場合と區別されることなく扱われるべきである。

④ 施政権者の代理人としての琉球政府の地位(たとえば、布令第二十号に基づく軍用地の賃借権者としての地位はこれに該当すると考えられる。)は、米國の施政権終了後は当然に

消滅する。かかる地位に基づく琉球政府の行為の法律効果は本来施政権者たる米國政府に帰属すべきものであるから、琉球政府が消滅しても、既存の債權・債務その他の請求権の承継の問題は原則として生じない。したがつて、布令第二十号に基づづく地主に対する復元補償義務の履行責任のときは、当然に米國の義務として残ることとなる。もつとも、布令等に基づき、代理人たる琉球政府に対し、特定の権利義務が付与されていた場合には、その限りにおいて、かかる権利義務から生じた債權・債務その他の請求権は、前記④及び⑤の場合はと区別されることなく扱われるべきである。ヘアメリカ合衆国使用土地の賃貸等に関する特別会計の地主に対する債務のごときはこれに該当し(注)、また、布令第百二十五号の琉球列島出入管理制度に基づく琉球政府の出入管理制度の手数料の未納金があれば、これも該当しよう。

(注) 特別会計に対する米軍の過払賃料は、布令第二十号に基づく総括貸貸借契約及び関係民立法の規定に照らせば、琉球政府の対米債務とはなるべきものではないと考えられ、この点については必要に応じ、別途米側と話し合いの要ありと思われる。

四 結論

前記二及び三に照らせば、沖縄の施政権返還に際しての琉球政府の財産及び権利義務関係の存続または消滅につき、日米間に於いて創設的に合意を必要とする問題はない。(返還協定において明示の合意がなくとも、地方的共同体として琉球政府に包括的に付与されている権利義務関係及びこれに基づく琉球政府の財産は存続し、それ以外のものは施政権返還後は消滅する。また、施政権返還後は消滅する権利義務関係であつても、施政権返還前に於いてかかる關係に基づき琉球政府に譲り受けた財産、責任及び請求権も当然に日本国に引継がれると解すべきである。)